

家屋倒壊等氾濫想定区域設定に伴う
対応に係る検証報告書

令和5年4月

豊橋市 総務部 行政課

I 検証の概要

1 検証の趣旨

令和3年12月、愛知県は、豊川水系豊川下流支川浸水予想図（以下「浸水予想図」という。）を公表した。この浸水予想図には、豊橋公園の一部が、家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}（以下「氾濫想定区域」という。）に含まれることが示されていた（【図】参照）。

しかし本市は、当該情報を市の組織内部で適時に情報共有することができなかつたため、洪水ハザードマップの作成、立地適正化計画の改定（防災指針の策定）及び多目的屋内施設整備基本計画の策定に遅れが生じることとなった。

こうした事案を繰り返し起こすことのないよう、本事案における情報の入手、関係課への伝達、組織内の情報共有の状況について事実関係を調査し、再発防止策を検討した。

2 検証の方法

総務部行政課内に設置した検証チームが、本事案の関係課（防災危機管理課、文化・スポーツ部多目的屋内施設整備推進室^{※2}、建設部河川課、都市計画部都市計画課及び上下水道局下水道整備課）に対しヒアリングをし、事実確認を行うとともに、原因を分析した。

※1 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲をいう。家屋倒壊等氾濫想定区域には、その要因から氾濫流によるものと河岸侵食によるものがある。

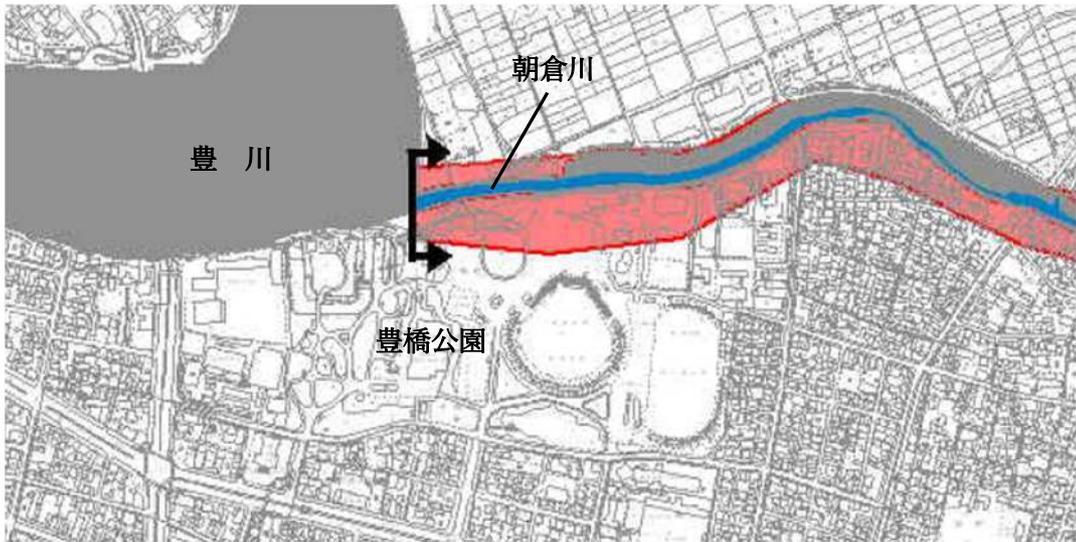
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲

家屋倒壊等氾濫想定区域は、市町村の長による災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資するものである。

（出典：国土交通省「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」）

- ※2 令和4年7月5日に多目的屋内施設整備推進室が新設され、「スポーツのまち」づくり課が所管していた多目的屋内施設整備に係る業務が移管された。

【図】 氾濫想定区域 豊橋公園付近 拡大図



(愛知県公表「豊川水系豊川下流支川 浸水予想図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食))」の一部を拡大し、河川名及び公園名を加筆)

II ヒアリングにより確認した事項

1 情報共有等の状況

(1) 氾濫想定区域に係る情報

令和3年11月26日、河川課及び防災危機管理課は、愛知県東三河建設事務所河川港湾整備課から、浸水予想図について資料の提供を受けた。

令和3年12月24日、愛知県河川課が浸水予想図を公表し、愛知県東三河建設事務所河川港湾整備課は、本市（河川課及び防災危機管理課）に関係資料を提供した。

令和4年1月14日、河川課は、立地適正化計画等を所管している都市計画課及び内水氾濫の浸水対策を所管する下水道整備課に資料を提供した。

令和4年11月10日、都市計画課は、立地適正化計画の改定（防災指針の策定）のため建設消防委員会（令和4年11月14日開催予定。のちに延期決定）に提出した資料について、市議会議員から、豊橋駅周辺の都市機能誘導区域（案）の形状が現計画と相違しているとの指摘を受けた。指摘を確認する中で、都市計画課は豊橋公園の一部に氾濫想定区域が設定されていることに気づいたため、同月11日、豊橋公園を多目的屋内施設の整備予定地として事業を進めている多目的屋内施設整備推進室に当該情報を提供した。

(2) 多目的屋内施設の建設候補地等に係る情報

令和4年4月、「スポーツのまち」づくり課は、防災危機管理課や都市計画課のほか、5か所の建設候補地に関わる「文化のまち」づくり課、公園緑地課及び動植物園にヒアリングをし、建設候補地の比較検討項目についての意見や建設に当たっての問題点などを確認した。また、その過程で豊橋公園が建設候補地に含まれることを示す資料を提供した。

そうした検討を踏まえ、令和4年5月30日、市長は、豊橋公園を多目的屋内施設の整備予定地とすることを公表した。

2 関係課の認識等

①河川課

洪水ハザードマップを作成するに当たり、県が公表した流域の全河川について浸水区域や避難方向を把握するなどの方法で浸水予想図の内容を確認しており、個々の公共施設が氾濫想定区域に含まれるか否かを確認する作業は、予定していなかった。

②防災危機管理課

氾濫想定区域における家屋の有無を把握するなどの方法で内容の確認をしており、個々の公共施設が氾濫想定区域に含まれるか否かを確認する作業は、予定していなか

った。

③都市計画課

立地適正化計画の改定に当たり分析・課題整理をするため、河川課から関係資料を入手したものであり、他課室への情報提供を予定していなかった。また、市域全体を表示した縮尺の小さい図面で分析をしており、豊橋駅周辺の都市機能誘導区域に氾濫想定区域が含まれていることを認識していなかった。

④下水道整備課

内水氾濫の浸水対策の参考とするため、河川課から関係資料を入手したものであり、他課室への情報提供を予定していなかった。

⑤多目的屋内施設整備推進室

愛知県河川課による浸水予想図の公表については報道発表がなかったため、「スポーツのまち」づくり課（業務移管後の多目的屋内施設整備推進室を含む。）は、他部局からの情報提供がない中で氾濫想定区域に係る情報を把握できなかった。

3 会議の開催状況

（1）立地適正化計画改定検討会議

立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について検討するため、森田副市長を会長とし関係部局長で構成する検討会議が、令和4年7月19日、9月12日に開催されたが、必要な情報共有ができなかった。

（2）多目的屋内施設検討会議

多目的屋内施設の整備について検討するため、杉浦副市長を会長とし関係部局長で構成する検討会議が、令和4年5月17日、6月29日、9月20日に開催されたが、必要な情報共有ができなかった。

4 影響

氾濫想定区域に係る確認作業に時間を要し、洪水ハザードマップの作成や立地適正化計画の改定（防災指針の策定）が遅れ、市民の防災意識の啓発や、災害リスクの分析結果、居住誘導などの周知に影響があった。また、豊橋公園北側の氾濫想定区域を考慮して、豊橋公園東側エリアにおける施設配置の検討に時間を要したため、多目的屋内施設整備基本計画の策定に遅れが生じることとなった。

Ⅲ 原因の分析

1 組織としての情報共有の機会の不足

本事案では、「スポーツのまち」づくり課（業務移管後の多目的屋内施設整備推進室を含む。）には、氾濫想定区域に係る情報を入手する機会がなく、その他の関係課には、「スポーツのまち」づくり課によるヒアリングや整備予定地公表まで、多目的屋内施設の建設候補地等の情報を入手する機会がなかった。関係課は、会議等様々な場面を利用して情報提供を自ら行う必要があった。

2 職員の報告不足

関係課の職員は、それぞれ所管する業務の目的に応じて、氾濫想定区域に係る情報を入手、利用及び提供をしていた。しかし、多目的屋内施設が災害時の活動拠点としての機能を有することに鑑みると、他課への影響を勘案し、懸念される事象を関係課に伝える必要があった。少なくとも「スポーツのまち」づくり課によるヒアリングの際に豊橋公園が建設候補地となっていることを認識した時点、あるいは市長が豊橋公園を整備予定地とすることを公表した時点においては、氾濫想定区域に係る情報を伝え、検討を促すべきだった。

こうした情報は、各部局長や、市政全体を統括する市長、副市長に報告することで、部局をまたがる施策への影響について検討することができるが、今回は、関係課から上司に十分に情報が伝えられていなかった。

IV 再発防止策

1 重要施策の共有

現在、複数の部局長が構成員となる会議の協議事項については、他の部局長と共有しているところであるが、さらに、重要施策に係る意思形成過程の情報についても、情報共有の必要性を踏まえ、所管の部局長がタイミングを慎重に判断した上で、他の部局長と共有する。市長及び副市長は、部局をまたいだ情報共有に不足があった場合には、適時に指示をする。

2 庁内会議の活用

(1) 部長会議の活用

市長、両副市長、教育長、全部局長が構成員となる部長会議は、部局を横断して情報を共有できる場である。部長会議においては国や県から提供された情報等をこれまで以上に積極的に発信し、多角的な視点からの議論や意見交換を行うことで、各部局の影響を漏れなく把握していく。また、その前提として部局内の情報共有や報告を着実に行うものとする。

(2) 専門会議等の活用

計画の策定や改訂、事業の推進などの特定の事項を検討する専門会議やワーキンググループが庁内に設置されており、こうした会議において、関係部局で十分に情報共有や意見交換を行うことが必要である。今後、事務局を担当する課室は、会議の構成員の適切な選出、事前の十分な情報収集、資料の事前配布などを含め、効果的かつ効率的な会議の開催に努めるものとする。

3 職員の情報分析力、想像力及び判断力の向上

職員は、職務において収集した情報を分析し、自課の業務はもちろんのこと、他課の業務についても、どのような影響があるのかを考える力が求められる。また、収集した情報について、その内容に応じ、適切なタイミングで上司に報告する判断力も必要となる。このような情報分析力、想像力及び判断力は、職員研修に加え、日頃の職場内での対話や議論を通じて育成されるものである。課題に気づき、それを当事者に伝えることのできる職員を育成するために、市長、副市長及び部局長は、人材育成基本方針に基づき、職員研修の機会のさらなる活用や、対話や議論をしやすい職場環境づくりを推進する。